

「信州 火山防災の日」設置要綱

(令和5年3月30日 4危第493号 危機管理部長通知)

(最終改正 令和6年3月28日 5危第457号 危機管理部長通知)

1 趣旨

長野県は、全国でも有数の火山県であり、過去、幾度となく火山災害が発生し、御嶽山では平成26年9月27日の噴火で多数の登山者が巻き込まれる甚大な被害をもたらした。

御嶽山噴火災害を風化させることなく、火山防災に係る意識の向上と防災対策の一層の推進に継続的に取り組み、併せて火山及び周辺地域の魅力発信による地域振興に寄与するため、「信州 火山防災の日」を定める。

2 名称

「信州 火山防災の日」とする。

※ 「信州」は漢字表記とし、「しんしゅう」と読み、「信州」と「火山防災の日」の間に空白（半角）を設ける。

3 期日等

(1) 「信州 火山防災の日」は、毎年9月27日とする。

(2) 「信州 火山防災月間」は、毎年8月26日から9月27日までとする。

※ 年間を通じて、各地域の実情に応じた積極的な活動に取り組むこととするが、特に「信州 火山防災の日」を含めた上記期間を各種行事や情報発信を重点的に取り組む期間とする。

4 「信州 火山防災の日」を契機とした取組

県は、制定の趣旨に基づき、「信州 火山防災の日」を中心として、市町村及び関係機関等と連携し火山防災意識の向上に寄与する様々な取組を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。